

監査報告書

地方独立行政法人
総合病院国保旭中央病院
理事長 吉田象二様

私達監事は、地方独立行政法人法第13条第4項及び第34条第2項の規定に基づき、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第5期事業年度の業務及び会計について監査を行いました。その結果について、以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法と概要

私達監事は、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院監事監査規程に基づき、理事会等へ出席し、理事等から業務及び財務の状況についての報告を聴取しました。

また、会計監査人から報告及び説明を受け、財務諸表、事業報告書並びに決算報告書につき検討しました。

2 監査の結果

- (1) 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。また、会計監査人の職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制は相当であると認めます。
- (2) 法人の業務が、法令等に従って適正に実施され、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されていることを認めます。
- (3) 法人の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制が整備され、運用されていることを認めます。
- (4) 理事の業務遂行に関しては、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められません。

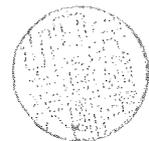
なお、理事と法人間の利益相反取引、理事の法人業務以外の金銭上の利益を目的とする業務の実施、重要な財産の取得、処分及び管理、法令違反行為並びに業務上の事故等についても理事の義務違反は認められません。

令和3年6月23日

地方独立行政法人
総合病院国保旭中央病院

監事

岡後 剛



監事

高根 雅人

